

特記仕様書

1. 件名

日本国旅券交付窓口端末機の購入

2. 納入期限

令和4年10月20日

3. 担当部課

市川市 市民部 市川駅行政サービスセンター

4. 納入物件

(1) 日本国旅券交付窓口端末機 1台

詳細は、別紙1「調達物件詳細」のとおり。

5. 納入場所

市川駅行政サービスセンター 市川市パスポートセンター

(市川市市川南1丁目1番1号 ザ タワーズイースト3階)

6. 納品ドキュメント

「4. 納入物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「3. 担当部課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

No	納品物件	期限
1	調達物件に関する保証書	納入期限まで

7. 保守業務

(1) 業務内容

ア 保守業務は、IC旅券交付窓口端末機の故障修理及び代替交換とする。なお、ここでいう保守とは、IC旅券交付窓口端末機を常に正常な状態で使用できるように保つことをいう。

イ 対象機器に故障が発生したときは、故障修理(部品交換)または代替交換を行うこと。

ウ 次の原因により故障・損傷した場合、受注者は発注者に対してその費用を請求することができる。

(ア) 受注者の技術員または、受注者が指定した技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工

(イ) 通常の操作方法によらない使用

(ウ) 故意又は過失等で販社の責に帰すべき事由

(エ) 火災、天災地変など販社の責によらざる事由

(2) 業務の執行

ア 発注者は、IC旅券交付窓口端末機が故障したときは、受注者に状況を連絡する。

イ 受注者は連絡を受け、故障した対象機器の修理期間中に使用するための代替機を速やかに発注者へ送付する。

ウ 発注者は代替機受領後、故障した対象機器を受注者に送付し、受注者は対象機器の故障修理(部品交換)を行う。

エ 受注者は、故障した対象機器を確認し、次のいずれかを行う。

(ア) 修理が可能であると判断した場合には、故障した対象機器の修理にかかる予定期間を発注者に通知し、当該期間内に修理を完了させ返送する。

(イ) 修理が不可能であると判断した場合には、故障した対象機器と同等の機能を有する製品と故障した対象機器を無償で交換する。なお、受注者は、代替品と交換する場合には、あらかじめその旨を発注者に通知し、了解を得る。

オ 発注者は、故障した対象機器が、修理完了により受注者から送付された時は、修理期間中に使用した代替機を受注者に返送する。

カ 本業務にかかる輸送費は受注者の負担とする。

(3) 保守期間

設置後5年間とする。

8. その他

(1) 受注者は、全ての機器について、使用可能な状態までの設定を行うこと。また、動作試験を行い、結果を発注者に報告すること。

(2) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(4) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。

調達物件詳細

千葉県が作成した日本国旅券(以下「IC旅券」という。)を、旅券受領者へ交付するに際し、IC旅券に内蔵されているICチップ内の登録情報を読取、表示を行う製品を納入すること。

1 IC旅券交付窓口端末機の機能要件

(1) 読取対象となる旅券

- ア ICAO Document 9303 に準拠するIC旅券の読取とICに記録された情報の表示を可能とすること。
- イ 現行の日本のIC旅券の読取りとICに記録された情報の表示を可能とすること。

(2) 基本機能

IC旅券交付窓口端末機の基本機能は以下の通りとする。

- ア 光学的スキャナによりIC旅券の身分事項ページのMRZを読み取ること。
- イ IC旅券のICチップから旅券情報の読取を行うこと。
- ウ IC旅券のICチップに記録された情報に改ざんがないことを検証すること。
- エ IC旅券のICチップが真正であることを検証すること。
- オ 読み取った旅券情報とウ及びエの検証結果を制御パソコンのディスプレイに表示すること。

(3) IC旅券交付窓口端末機のハードウェア構成及びハードウェア要件

ア 制御用ノートパソコン

- (ア) ディスプレイが10インチ以上であること。
- (イ) CPU、メモリー及びハード容量はIC旅券の読取に十分な容量とすること。
- (ウ) 日本語表記のキーボードを有すること。
- (エ) Windows10以上を搭載すること。
- (オ) パソコン本体にUSBポートを2個以上有すること。

イ パスポートリーダー

- (ア) MRZ読取り用光学的スキャナを内蔵すること。
- (イ) IC旅券内蔵のICチップを読み取るための非接触ICリーダーを内蔵すること。
- (ウ) パソコン本体とUSBケーブルによる接続とし、それに必要なUSBケーブルを付属すること。
- (エ) ドライバをCDもしくはUSBメモリー等の媒体で提供すること。

ウ 旅券受領者閲覧用向けディスプレイ

- (ア) 14インチ以上とすること。

エ 構成する全てのハード機器及びアプリケーションの取扱説明書(日本語)の印刷物を添付すること。

オ 構成するハード機器の電源コード及び機器相互を接続するコードを含むこと。

(4) IC旅券交付窓口端末機のソフトウェア構成及びソフトウェア要件

ア IC旅券読取アプリケーション

IC旅券読取アプリケーション(日本語版)を制御用ノートパソコンに搭載すること。IC旅券読取アプリケーションは旅券受領者向けディスプレイ及び制御用ノートパソコンのディスプレイにIC旅券から読み取った情報を以下のとおり表示すること。

- (ア) 旅券受領者用ディスプレイに表示する情報

各情報には日本語で項目を表示すること。A以外はICチップから読み取ったデータを表示すること。

A MRZ(券面からOCRで読み取ったデータ)

B 顔画像

C 旅券番号

D 姓

E 名

F 生年月日

G 性別

H 有効期間満了日

I 国籍

J 発行国

(イ) 制御用ノートパソコンのディスプレイに表示する情報

A～J 上記アA～Jと同じ

K 上記(2)ウの検証結果

L 上記(2)エの検証結果

(ウ) OCRエラーに対応するための、上記AのMRZ編集機能及び編集後のMRZによる再読取結果の表示機能を有すること。

(エ) ディスプレイに表示された旅券情報の消去ボタン

第三者に(ア)の情報を見られないように表示内容の消去ボタンを有すること。また、同ボタンは旅券受領者用ディスプレイ側も連動して旅券情報の消去ができること。

(オ) 上記(2)ウで使用する公開鍵証明書(CSCA証明書)は定期的に更新されるため、同公開鍵証明書を追加するためのUSBメモリーまたはCDからのインポート機能を有すること。

イ セキュリティ対策

ICチップから読み取った旅券情報はIC旅券交付窓口端末機内に蓄積しないこと。